

政令第二百三十八号

確定給付企業年金法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

確定給付企業年金法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成十五年九月一日とする。